

毎週月、水、金曜日発行

# 富山県報

平成30年3月19日

月曜日

第4328号

## 目次

### 告示

- 指定代理納付者の指定 1
- 家畜の検査命令 2

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 8
- 自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施 10
- 津波災害警戒区域の指定 13

## 告示

### 富山県告示第128号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

平成30年3月19日

富山県知事 石井 隆 一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地  
ヤフー株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
元気とやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

富山県告示第129号

家畜の検査命令について

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はその発生を予察するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により家畜又はその死体の所有者に対し次のとおり検査を受けることを命じ、同条第2項の規定により公示する。

平成30年3月19日

富山県知事 石井 隆一

1 ブルセラ病

(1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後90日齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

2 結核病

(1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後90日齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後90日齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

3 ヨーネ病

(1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雌牛

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している生後12ヵ月齢以上の雄牛

ウ ア又はイの牛と同一施設内で飼育している生後12ヵ月齢以上の牛

エ その他農林水産大臣又は知事が指定する牛

(3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する方法

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に において管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

4 伝達性海綿状脳症

(1) 実施の目的

牛、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体

イ 月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体

## (3) 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1に規定する  
方法

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 5 腐蝕病

## (1) 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生予防のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

## (3) 検査の方法

臨床検査及び細菌学的検査

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 6 高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ

## (1) 実施の目的

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

## (3) 検査の方法

臨床検査、血清学的検査（酵素免疫測定法又は寒天ゲル内沈降反応検査）、

## ウイルス学的検査及びその他必要な検査

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 7 オーエスキー病

## (1) 実施の目的

オーエスキー病の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（ラテックス凝集反応法又はウイルス中和試験）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 8 豚繁殖・呼吸障害症候群

## (1) 実施の目的

豚繁殖・呼吸障害症候群の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 9 豚コレラ

## (1) 実施の目的

豚コレラの発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（酵素免疫測定法）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 10 アカバネ病

## (1) 実施の目的

牛のアカバネ病の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 11 チュウザン病

## (1) 実施の目的

牛のチュウザン病の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血

が終了するまでワクチン接種を行わない牛)

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

12 アイノウイルス感染症

(1) 実施の目的

牛のアイノウイルス感染症の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

13 イバラキ病

(1) 実施の目的

牛のイバラキ病の発生予察のため

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

(3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

(4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

## 14 牛流行熱

## (1) 実施の目的

牛流行熱の発生予察のため

## (2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼育されている牛（未越夏牛とし、原則として、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛）

## (3) 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

## (4) 実施の期日及び実施する区域

実施の期日	実施する区域
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に おいて管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	県下全域

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 申請のあった年月日

平成30年2月22日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大きな手小さな手

## 3 代表者の氏名

金川 宏美

## 4 主たる事務所の所在地

富山県富山市蓮町二丁目9番8号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者（児）に対して、生きがいのある心豊かな暮らしを支援するため、個々が持つ特性やコミュニケーション方法（手話など）に応じた環境の中で、それぞれに必要な在宅支援サービスや地域交流に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 申請のあった年月日

平成30年2月23日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 P E A C E と な み 野

## 3 代表者の氏名

神下 正弘

## 4 主たる事務所の所在地

富山県南砺市荒木505番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、となみ野を基点とし、子供たちや地域の人々を対象に、体験学習や研修会等を開催することにより、「生きる力」溢れる子どもの育成と、地域の活力となる人材の養成を図り、社会の発展に寄与することを目的とする。

## 自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備に係る一般競争入札の実施

自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 役務の名称及び数量

自動車保管場所証明管理システム用ネットワーク回線整備 一式

#### (2) 役務の仕様等

入札説明書による。

#### (3) 契約期間（回線利用期間）

平成30年9月1日から平成35年10月31日まで

#### (4) 役務実施場所

入札説明書による。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成29年富山県告示第174号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定による事業の登録を受け、電気通信事業者登録簿に登録されている者又は同法第16条第1項の規定に

よる届出をしている者であること。

- (4) 24時間 365日の有人の保守体制を整備し、障害発生時には、速やかに保守を行うことができる者であること。
- (5) 仕様書に定める品質保証基準を満たし、他のユーザーと物理的又は論理的に隔絶された回線を整備できる者であること。

### 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとするネットワーク回線の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能、保守体制等に適合するものであることを証明する書類等を平成30年4月2日午後5時15分までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通規制課規制係

電話076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成30年3月19日から同年3月26日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

- (3) 入札書の提出期限

平成30年4月10日 午前9時50分

- (4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

### 5 開札の日時、場所等

- (1) 開札の日時 平成30年4月10日 午前10時

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部9階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会の下で行う。開札に立会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

## 6 入札保証金

免除とする。

## 7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

## 8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、回線整備に要する一切の費用を含んだ62か月分の回線利用料総額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

## 津波災害警戒区域の指定について

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次のとおり指定する。

平成30年3月19日

富山県知事 石 井 隆 一

## 一 津波災害警戒区域

市町	大字等	平面図
富山市	犬島1丁目、犬島2丁目、今市、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬天神町、岩瀬菽浦町、岩瀬白山町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、打出、海岸通、草島、興人町、高来、城川原3丁目、田畑、千原崎1丁目、中島1丁目、西宮、蓮町1丁目、蓮町3丁目、蓮町5丁目、浜黒崎、針日、日方江、東岩瀬町、東岩瀬村、古川、水橋池田館、水橋市江、水橋魚躬、水橋川原町、水橋山王町、水橋高月、水橋館町、水橋辻ヶ堂、水橋中村町、水橋島等、水橋柳寺、水橋町、四方、四方一番町、四方恵比須町、四方北窪、四方新、四方新出町、四方西岩瀬、四方野割町、四方港町、上野新町、西宮町、つばめ野2丁目及び松浦町（次の図に示す部分に限る）	次の図のとおり

高岡市	石丸、太田、荻布、金屋、材木町、渋谷、能町、 姫野、伏木 1 丁目、伏木 2 丁目、伏木磯町、伏木 国分、伏木国分 1 丁目、伏木国分 2 丁目、伏木錦 町、伏木古国府、伏木本町、伏木湊町、堀岡又 新、吉久 1 丁目、米島及び伏木万葉ふ頭（次の図 に示す部分に限る）	次の図のとおり
魚津市	青島、上口 1 丁目、上口 2 丁目、北鬼江、北中、 経田中町、経田西町、寿町、三ヶ、釈迦堂、新角 川 1 丁目、新角川 2 丁目、住吉、諏訪町、東町、 仏田、本町 1 丁目、本町 2 丁目、港町、村木及び 本新（次の図に示す部分に限る）	次の図のとおり
氷見市	阿尾、朝日丘、朝日本町、伊勢大町二丁目、稲 積、宇波、大浦新町、大境、加納、川崎、川尻、 北大町、窪、鞍川、湖光、小境、小杉、幸町、栄 町、島尾、地藏町、十二町、姿、諏訪野、中央 町、泊、中田、中波、比美町、本町、間島、丸の 内、南大町、万尾、柳田、藪田、脇及び脇方（次 の図に示す部分に限る）	次の図のとおり
滑川市	荒俣、荒町、今町、魚躬、大町、笠木、加島町、 河浦町、河端町、北町、三ヶ、山王町、下小泉 町、神明町、寺家町、神家町、瀬羽町、高塚、高 月町、田中町、坪川新、常盤町、中川原、中町、 橋場町、浜町、浜四ツ屋、武平太町、三穂町、横 町、吉浦及び領家町（次の図に示す部分に限る）	次の図のとおり
黒部市	荒俣、飯沢、生地、生地芦崎、生地経新、生地神 区、生地中区、生地吉田、生地四ツ屋新、石田、 石田新、岡、経立野、正光寺新、新町、立野、浜	次の図のとおり

	石田、堀切、山立野及び吉田（次の図に示す部分に限る）	
射水市	足洗新町 1 丁目、有磯 1 丁目、有磯 2 丁目、射水町 1 丁目、海老江、海老江七軒、海老江練合、海老江浜開、海王町、海竜新町、海竜町、片口、片口久々江、片口高場、加茂西部、かもめ台、倉垣小杉、越の潟町、七美、七美 1 丁目、七美 2 丁目、七美中野、庄川本町、庄西町 1 丁目、庄西町 2 丁目、白石、新片町 1 丁目、新片町 2 丁目、新片町 3 丁目、新片町 4 丁目、新片町 5 丁目、新堀、摺出寺、高場新町 1 丁目、高場新町 2 丁目、高場新町 3 丁目、高場新町 4 丁目、立町、中央町、作道、津幡江、東明七軒、東明中町、東明西町、東明東町、殿村、中新湊、奈呉の江、西高木、二の丸町、八幡町 1 丁目、八幡町 2 丁目、八幡町 3 丁目、八講、浜開新町、放生津町、堀江千石、堀岡、堀岡新明神、堀岡古明神、堀岡明神新、本江、本江北、本江三箇、本江中新、本江西、本江後新、本江針山、本江針山新、本江針山開、本江東、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目及び港町（次の図に示す部分に限る）	次の図のとおり
入善町	芦崎、五十里、春日、木根、下飯野、下飯野新、高瀬、田中、東五十里、古黒部、本村、神子沢、目川、八幡、横山、吉原及び吉原東（次の図に示す部分に限る）	次の図のとおり
朝日町	赤川、境、笹川、大屋、泊、東草野、宮崎、元屋敷、横尾、横崎新、浜草野及び大屋新（次の図に	次の図のとおり

示す部分に限る)
----------

## 二 基準水位

次の図のとおり

(次の図は、省略し、その図面を富山県土木部河川課、新川土木センター、新川土木センター入善土木事務所、富山土木センター、富山土木センター立山土木事務所、高岡土木センター、高岡土木センター氷見土木事務所、関係市役所及び町役場に据え置いて縦覧に供する。)